

お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策について

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の防止に向け、組織的な対応の重要性を全役職員が認識するとともに、管理態勢を整備・確立し、有効に機能させるために遵守すべき基本方針「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策ポリシー」を定めています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策ポリシー

但馬信用金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等（以下、「マネロン・テロ資金供与等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

- 運営方針**
理事会は、マネロン・テロ資金供与等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与等のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与等リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与等リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。
また当金庫のマネロン・テロ資金供与等リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。
- 管理態勢**
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与等対策の主管部は総合企画部とし、総合企画部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与等対策に取組みます。
また総合企画部担当役員および総合企画部、関係する各部で構成するマネロン対策委員会を設置し、マネロン・テロ資金供与等対策を経営の重要課題の1つとして、マネロン・テロ資金供与等対策に関する取組みを促進し、継続して態勢強化を図ります。
- リスクベース・アプローチ**
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- 顧客の管理方針**
適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析する等、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。
- 疑わしい取引の届出**
営業部門からの報告、またはシステムによるフィルタリング・モニタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
- 資産凍結の措置**
テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
- 役職員の研修**
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
- 実効性の検証**
マネロン・テロ資金供与等対策の管理態勢について、主管部である総合企画部により営業部門、A T M等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。
- 顧客からの理解促進**
顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、A T M等を活用して周知、広報活動に取組みます。

以上

反社会的勢力に対する基本方針について

私たち但馬信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理に係る態勢について

当金庫とお客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引について適切に管理することで、お客様の利益を保護し、多様で質の高い金融サービスを提供することを目的に顧客保護等に係る管理態勢を整備しています。

利益相反管理方針の概要

但馬信用金庫

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
(1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
(2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより適切に利益相反管理を行います。
(1) 管理対象取引またはお客様との取引を中止する方法
(2) 管理対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
(3) 管理対象取引を行う部署と顧客との取引を行う部署を分離する方法
(4) 管理対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上

苦情対応措置・紛争解決措置等の概要

（金融ADR制度*への対応）

当金庫は、お客様からの苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）に公正かつ確に対応するために以下の方針を定めるとともに、業務運営態勢・内部規則を整備しています。

- 苦情等を受付けた場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平に苦情原因の解決に努めます。
- 苦情等については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署にて承ります。

但馬信用金庫
総合企画部

住 所／豊岡市中央町17番8号
電話番号／0120-839-939 FAX番号／0796-24-1839
受付時間／月～金 9:00～17:00(祝日、12月31日～1月3日を除く)
受付方法／電話、FAX、手紙、面談、電子メール(customer@tanshin.co.jp)

- 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめ、兵庫県弁護士会が設置運営する紛争解決センターでも苦情等を受付けています。詳しくは上記、総合企画部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	兵庫県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル 11階	〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3 兵庫県弁護士会館内
電 話 番 号	03-3517-5825	078-341-8227
受 付 日 時	月～金 9:00～17:00 (祝日、12月31日～1月3日を除く)	月～金 10:00～17:00 (祝日、お盆、12月31日～1月3日を除く)
受 付 媒 体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

*金融ADRとは、金融機関の業務に関する苦情や紛争を解決するための裁判外紛争解決手続のことをいいます。裁判を起こさず、第三者に仲立ちしてもらいながら当事者同士が話し合いで和解の道を探り、解決を目指す手続や制度のことを指します。

☆当金庫における苦情対応措置・紛争解決措置等の概要は、ホームページに公表しています。(https://www.tanshin.co.jp/)